

令和 5 年度

掛川市国民健康保険運営協議会

第 3 回 会議資料

令和 6 年 3 月 25 日

掛 川 市

## = 掛川市国民健康保険運営協議会資料 目次 =

掛川市国民健康保険運営協議会委員名簿	.....	2
諮 問 掛川市国民健康保険 保健事業計画 第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の 策定について	.....	3
報 告1 国民健康保険税軽減所得の拡充及び賦課限度額の引き上げについて	.....	4
報 告2 令和6年度 掛川市国民健康保険特別会計当初予算編成について	.....	8
そ の 他 令和6年度以降の保険証の運用の見込について	.....	9

## 掛川市国民健康保険運営協議会委員

(任期：令和4年6月1日から令和7年5月31日まで)

(敬称略)

代表区分	氏名	公 職 等	備 考
被保険者代表	横 山 隆 夫	区長会連合会 副会長	改選 令和5年6月1日～
	杉 森 悦 子	公募による選任	
	岩 井 悦 子	掛川市食生活推進員会 副会長	
	武 田 安 代	保健活動推進委員会 会計監事	改選 令和5年6月1日～
保険医・薬剤師 代 表	加 藤 進	医師（加藤医院）	
	伊 東 武 志	医師（伊東内科クリニック）	
	埋 田 道 子	歯科医師（うめた歯科クリニック）	
	横 山 敦	薬剤師（横山薬局）	
公益代表	山 本 裕 三	市議会議長	改選 令和5年6月1日～
	寺 田 幸 弘	市議会文教厚生委員長	改選 令和5年6月1日～
	加 藤 嘉 平	掛川市民生委員児童委員協議会会長	
	松 村 英 美	掛川市介護支援専門員連絡協議会員	
被用者保険等 保険者代表	山 本 晃 靖	全国健康保険協会 静岡支部保健グループ長	
	富 永 伸 彦	健康保険組合連合会 静岡連合会 常務理事	

【諮問】 掛川市国民健康保険 保健事業計画

第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の策定について

諮問内容

別添のとおり計画を策定する

## 【報告1】

# 国民健康保険税軽減の拡充及び賦課限度額の引上げについて

## 1 国民健康保険税軽減の拡充

### (1) 改正の根拠

令和6年度 地方税法施行令の改正

「低所得者層の税負担を軽減するため、応益割に係る国民健康保険税の2割、5割軽減の賦課基準所得額を引き上げることにより、国民健康保険税の軽減を拡充すること」

### (2) 改正の内容

#### 【改正後】

7割軽減判定基準額（変更なし） 43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円 以下
5割軽減判定基準額 43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円+ <b>295,000円</b> ×被保険者数 以下 （現行+ 5,000円）
2割軽減判定基準額 43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円+ <b>545,000円</b> ×被保険者数 以下 （現行+10,000円）

<参考・被保険者が給与所得者等とした場合に限る>

被保険者数		7割軽減	5割軽減	2割軽減
1人	改正後	430,000円以下	725,000円以下	975,000円以下
	現行	430,000円以下	720,000円以下	965,000円以下
	差額	なし	5,000円増	10,000円増
2人	改正後	530,000円以下	1,120,000円以下	1,620,000円以下
	現行	530,000円以下	1,110,000円以下	1,600,000円以下
	差額	なし	10,000円増	20,000円増
1人増加ごとに	改正後	100,000円加算	395,000円加算	645,000円加算
	現行	100,000円加算	390,000円加算	635,000円加算
	差額	なし	5,000円増	10,000円増

### (3) 軽減の拡充による影響

今回の軽減の拡充により概ね230万円程度（5割軽減世帯 54世帯増、2割軽減世帯58世帯増）の国民健康保険税額の減額が見込まれる。

## 2 国民健康保険税賦課限度額の引上げ

### (1) 改正の根拠

令和6年度 地方税法施行令の改正

「医療分（基礎賦課額+後期高齢者支援賦課額）が、現行 87万円から2万円引き上げ 89万円となることに伴い、国民健康保険税賦課限度額現行104万円が最大106万円とする。」

### (2) 改正内容

限度額	医療分		介護納付金賦課額
	基礎賦課額	後期高齢者賦課額	
<b>106万円</b> (+2万円)	65万円 (増減なし)	<b>24万円</b> (+2万円)	17万円 (増減なし)
	<b>89万円</b> (+2万円)		

### (3) 引上げによる影響

国民健康保険税には一定の賦課限度額が設けられており、限度額を引き上げると、高所得者層により多くの負担を求めることになる。今回の引上げにより概ね355万円程度（対象世帯 165世帯）の国民健康保険税額の増が見込まれる。

## 国民健康保険税 軽減基準の推移

平成22年度までは6割軽減、4割軽減の2段階。平成23年度から現行の7割、5割及び2割軽減の3段階となった。

22	6割軽減			4割軽減					
	7割軽減			5割軽減			2割軽減		
	基礎額	一人あたり		基礎額	一人あたり		基礎額	一人あたり	
23	330,000	—		330,000	245,000		330,000	350,000	
24	330,000	—		330,000	245,000		330,000	350,000	
25	330,000	—		330,000	245,000		330,000	350,000	
26	330,000	—		330,000	245,000	世帯主を軽減対象に含める	330,000	450,000	
27	330,000	—		330,000	260,000	+ 15,000 ×被保険者数	330,000	470,000	+ 20,000 ×被保険者数
28	330,000	—		330,000	265,000	+ 5,000 ×被保険者数	330,000	480,000	+ 10,000 ×被保険者数
29	330,000	—		330,000	270,000	+ 5,000 ×被保険者数	330,000	490,000	+ 10,000 ×被保険者数
30	330,000	—		330,000	275,000	+ 5,000 ×被保険者数	330,000	500,000	+ 10,000 ×被保険者数
元	330,000	—		330,000	280,000	+ 5,000 ×被保険者数	330,000	510,000	+ 10,000 ×被保険者数
2	330,000	—		330,000	285,000	+ 5,000 ×被保険者数	330,000	520,000	+ 5,000 ×被保険者数
3	430,000 + 100,000 × (給与所得者等の数-1)			430,000 + 285,000 × 被保険者数 + 100,000 × (給与所得者等の数-1)			430,000 + 520,000 × 被保険者数 + 100,000 × (給与所得者等の数-1)		
4	430,000 + 100,000 × (給与所得者等の数-1)			430,000 + 285,000 × 被保険者数 + 100,000 × (給与所得者等の数-1)			430,000 + 520,000 × 被保険者数 + 100,000 × (給与所得者等の数-1)		
5	430,000 + 100,000 × (給与所得者等の数-1)			430,000 + 290,000 × 被保険者数 + 100,000 × (給与所得者等の数-1)			430,000 + 535,000 × 被保険者数 + 100,000 × (給与所得者等の数-1)		
6	430,000 + 100,000 × (給与所得者等の数-1)			430,000 + 295,000 × 被保険者数 + 100,000 × (給与所得者等の数-1)			430,000 + 545,000 × 被保険者数 + 100,000 × (給与所得者等の数-1)		

### 国民健康保険税 賦課（課税） 限度額の推移

税制改正	医療分(計)		基礎賦課(課税)額		後期高齢者支援金等賦課(課税)額(平成20年度～)		介護納付金賦課(課税)額【平成20年度～】		合計	
		引上げ額		引上げ額		引上げ額		引上げ額		引上げ額
20年度	59万円	3万円	47万円	△9万円	12万円	12万円	9万円	-	68万円	3万円
21年度	59万円	-	47万円	-	12万円	-	10万円	1万円	69万円	1万円
22年度	63万円	4万円	50万円	3万円	13万円	1万円	10万円	-	73万円	4万円
23年度	65万円	2万円	51万円	1万円	14万円	1万円	12万円	2万円	77万円	4万円
24年度	65万円	-	51万円	-	14万円	-	12万円	-	77万円	-
25年度	65万円	-	51万円	-	14万円	-	12万円	-	77万円	-
[27実施] 26年度	67万円	2万円	51万円	-	16万円	2万円	14万円	2万円	81万円	4万円
[28実施] 27年度	69万円	4万円	52万円	1万円	17万円	3万円	16万円	4万円	85万円	8万円
[29実施] 28年度	73万円	4万円	54万円	2万円	19万円	2万円	16万円	-	89万円	4万円
29年度	73万円	-	54万円	-	19万円	-	16万円	-	89万円	-
[31実施] 30年度	77万円	4万円	58万円	4万円	19万円	-	16万円	-	93万円	4万円
[2実施] 元年度	80万円	3万円	61万円	3万円	19万円	-	16万円	-	96万円	3万円
[3実施] 2年度	82万円	2万円	63万円	2万円	19万円	-	17万円	1万円	99万円	3万円
3年度	77万円	-	58万円	-	19万円	-	17万円	-	93万円	-
[4実施] 4年度	85万円	3万円	65万円	2万円	20万円	1万円	17万円	-	102万円	4万円
[5実施] 5年度	87万円	2万円	65万円	-	22万円	2万円	17万円	-	104万円	2万円
[6実施] 6年度	<b>89万円</b>	<b>2万円</b>	65万円	-	<b>24万円</b>	<b>2万円</b>	17万円	-	<b>106万円</b>	<b>2万円</b>

※ 平成19年度までは、老健拠出金が基礎賦課額に含まれていたが、平成20年度以降、老人保険制度が廃止され、後期高齢者支援金等賦課限度額が新設されている。  
令和4年度までは、掛川市は専決処分を行わず翌年度に実施していた。



【報告2】令和6年度 掛川市国民健康保険特別会計 当初予算編成方針について

(単位：千円)

歳 入	R05	R06	対 比 ②-①	歳 出	R05	R06	対 比 ②-①
	当初予算額 ①	当初予算額 ②			当初予算額 ①	当初予算額 ②	
1 国民健康保険税	2,242,144	2,213,946	△ 28,198	1 総 務 費	158,470	181,838	23,368
現年度分	2,168,487	2,144,058	△ 24,429	2 保 険 給 付 費	8,115,856	8,070,129	△ 45,727
一般被保険者	2,168,487	2,144,058	△ 24,429	1 一般被保険者	8,046,432	8,006,729	△ 39,703
退職被保険者	0	0	0	2 退職被保険者	140	140	0
滞納繰越分	73,657	69,888	△ 3,769	3 審査支払手数料	29,671	33,201	3,530
一般被保険者	73,347	69,622	△ 3,725	4 助 産 費	30,013	21,009	△ 9,004
退職被保険者	310	266	△ 44	5 葬 祭 諸 費	9,000	9,000	0
2 使用料及び手数料	33	8	△ 25	6 傷 病 手 当	600	50	△ 550
8 国庫支出金	0	0	0	3 国民健康保険事業納付金	3,238,265	3,109,233	△ 129,032
3 県 支 出 金	8,238,722	8,217,166	△ 21,556	4 共同事業拠出金	1	1	0
普通交付金	8,065,741	8,029,568	△ 36,173	5 保 健 事 業 費	131,461	123,583	△ 7,878
特別交付金	172,981	187,598	14,617	1 特定健康診査等事業費	63,887	64,886	999
4 財 産 収 入	595	274	△ 321	2 (1)ヘルスアップ事業	11,765	9,814	△ 1,951
5 繰 入 金	1,132,903	1,023,956	△ 108,947	(2)人間ドック助成事業	44,077	36,610	△ 7,467
1 一般会計繰入金	742,903	833,956	91,053	3 医療費適正化対策費	11,732	12,273	541
うち その他繰入金	120,000	206,833	86,833	6 国民健康保険事業基金積立金	595	274	△ 321
2 国民健康保険事業基金繰入金	390,000	190,000	△ 200,000	7 公 債 費	200	200	0
6 繰 越 金	20,000	20,000	0	8 諸 支 出 金	15,010	15,010	0
7 諸 収 入	32,078	28,625	△ 3,453	9 予 備 費	6,617	3,707	△ 2,910
歳 入 合 計	11,666,475	11,503,975	△ 162,500	歳 出 合 計	11,666,475	11,503,975	△ 162,500
				歳入合計 - 歳出合計	0	0	△ 0

## 【その他】令和6年度以降の掛川市国民健康保険証の運用の見込について

### 1 概要

令和5年12月27日に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」が公布され、それにより令和6年12月2日以降は、保険証を交付しないこととなる。

### 2 令和6年12月1日までの運用予定

#### (1) 随時交付（国民健康保険へ加入された方及び再発行希望者等への交付）

令和6年7月までに届け出された方に対しては有効期限令和6年7月末の保険証を交付し、令和6年12月1日までに届け出された方に対しては有効期限令和7年7月末の保険証を交付する。ただし、その前に75歳を迎える方は誕生日の前日までの有効期限の保険証を交付する。

#### (2) 一斉交付

現在交付している保険証は原則有効期限令和6年7月31日となっている。令和6年7月中に令和7年7月末有効期限の保険証を交付する。

### 3 令和6年12月2日以降の運用予定

被保険者の手元にある、有効期限が切れていない保険証については、有効期限が切れるまでは使用することができる。

### 4 令和6年12月2日以降、保険証の代わりに新たに交付されるもの

#### (1) 資格確認書

（用途）マイナンバーカードを持っていない方及び、マイナンバーカードと保険証を紐づけしていない方に対して交付する。令和7年7月には、前記の方に対して一斉交付を行う見込。形状は現在の保険証と同じ物とする予定。

#### (2) 資格情報のお知らせ

（用途）マイナンバーカードリーダーの設置義務が無い医療機関等にて受診をする際に利用する通知。また、保険資格を切り替えてから数日はオンライン資格確認の情報が反映されないため、資格を切り替えた際は窓口で交付する。令和7年7月には全被保険者へ交付する見込。

### 5 その他

令和6年8月の保険証一斉公布の際にマイナンバーの下4桁を通知する。